

2023年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社プラザクリエイト本社
代表者の役職名 代表取締役社長 大島 康広
(コード番号 7502 東証スタンダード市場)
問 合 先 取締役経営本部長 中村 守宏
T E L 03-3532-8812

株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第36回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合（以下「本株式併合」といいます。）及び定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1)株式併合の目的

本株式併合は、当社の普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。当社の株価は403円、投資単位は、40,300円（2023年5月8日現在）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を下回っており、本株式併合によりこの状況の改善を図るものであります。

(2)株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

5株につき1株の比率をもって併合いたします。（2023年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数が基準となります。）

③効力発生日

2023年10月1日

④効力発生日における発行可能株式総数

8,301,754株

発行可能株式総数についての定款の定めは、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日に変更されます。詳細は下記2をご参照ください。

⑤株式併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 株式併合前の発行済株式総数(2023年3月31日現在) | 13,836,258株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 11,069,007株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 2,767,251株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合の比率に基づき算出した理論値であります。

(3)株式併合により減少する株主数

2023年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

| 所有数区分 | 株主数(割合) | 発行済株式数(割合) |
|------------------|-----------------|----------------------|
| 全株主 | 3,875名(100.00%) | 13,836,258株(100.00%) |
| 5株未満所有株主 | 319名(8.23%) | 406株(0.00%) |
| 5株以上100株未満所有株主 | 38名(0.98%) | 999株(0.01%) |
| 100株以上500株未満所有株主 | 2,633名(67.95%) | 445,863株(3.22%) |
| 500株以上所有株主 | 885名(22.84%) | 13,388,990株(96.77%) |

(注)本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様は株主としての地位を失うこととなります。また、所有株式100株以上500株未満の株主様は、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、単元未満株式を有する株主様は、「単元未満株式の買取り」の手続きが可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せください。

(4)1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5)株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

2. 定款一部変更

(1)発行可能株式総数の変更

変更の理由

本株式併合の効力発生に伴い、会社法第182条第2項により、当社の発行可能株式総数につき、8,301,754株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条の記載を変更するものであります。なお、本変更については、本株式併合の効力発生日である2023年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 単元未満株式の買増制度導入に伴う変更

変更の理由

① 株主の皆様の株式売買における利便性を高めるため、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、単元未満株式についての権利の規定である第 9 条を変更、及び単元未満株式の買増しの規定を第 10 条として新設するものであります。

② 上記①の変更は、2023 年 10 月 1 日をもって、その効力を生じるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は 2023 年 10 月 1 日経過後、これを削除いたします。

※上記①及び②の変更は、株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株主総会における承認時にその効力が生じるものとします。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

| 変更の内容 | (下線部分は変更箇所を示しております。) |
|--|---|
| 現行定款 | 変更案 |
| (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>41,508,774</u> 株とする。 | (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,301,754</u> 株とする。 |
| (単元未満株式についての権利) 第 9 条 (条文省略) (新設) (新設) | (単元未満株式についての権利) 第 9 条 (現行どおり) (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売渡すことを請求 (以下「買増請求」という。) することができる。 但し、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 なお、買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による |
| 第 10 条から第 40 条 (条文省略) (新 設) | 第 11 条から第 41 条 (現行どおり) (附則) (経過措置) <u>第 1 条 第 6 条 (発行可能株式総数)、第</u> |

| | |
|--|--|
| | <u>10条(単元未満株式の買増し)の変更は、 2023年10月1日から効力を生ずるもの とする。なお、本条の規定は、2023年10 月1日経過後にこれを削除する。</u> |
|--|--|

3. 今後の主要日程（予定）

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会決議日 | 2023年5月9日 |
| 定時株主総会開催日 | 2023年6月29日（予定） |
| 株式併合の効力発生日 | 2023年10月1日（予定） |

以上

本株式併合に関するQ & A【ご参考】

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為です。今回、当社では普通株式5株を1株に併合することを予定しております。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか。

A 2. 当社の株価は403円、投資単位は40,300円（2023年5月8日現在）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を下回っております。このような状況を改善するため、今般、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただくことを前提に、5株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主さまの本株式併合後のご所有株式数は、2023年9月30日の株主名簿に記載されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|-----|---------|-------|--------|-------|------|
| | ご所有株式数 | 議決権個数 | ご所有株式数 | 議決権個数 | 端数株式 |
| 事例1 | 12,000株 | 120個 | 2,400株 | 24個 | なし |
| 事例2 | 5,800株 | 58個 | 1,160株 | 11個 | なし |
| 事例3 | 2,358株 | 23個 | 471株 | 4個 | 0.6株 |
| 事例4 | 500株 | 5個 | 100株 | 1個 | なし |
| 事例5 | 192株 | 1個 | 38株 | なし | 0.4株 |
| 事例6 | 80株 | なし | 16株 | なし | なし |
| 事例7 | 4株 | なし | なし | なし | 0.8株 |

○事例1、2、4に該当する場合：特段のお手続きはございません。

○事例3、5、7に該当する場合：本株式併合により発生する端数株式につきましては、会社法の規定に基づき一括して処分し、それらの代金を端数が生じた全ての株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額のご案内は、2023年11月頃にお送りすることを予定しております。

○事例7に該当する場合：本株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、当社株式のご所有機会を失うこととなります。

○事例2、3、5、6に該当する場合：本株式併合により発生する単元未満株式（事例2は60株、事例3は71株、事例5は38株、事例6は16株につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます。なお、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。なお、現在当社では、「単元未満株式の買取」制度のご利用に伴う手数料を無料とさせていただきます。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか。

A 4. 本株式併合により株主さまのご所有株式数は5分の1となりますが、本株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。従いまして、株式市況の変動等の要因を別にすれば、本株式併合によって株主さまご所有の

当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。なお、本株式併合後の株価は、理論上は本株式併合前の5倍となります。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 5. 本株式併合により株主さまのご所有株式数は5分の1となりますが、株主さまにおいて本株式併合によりご所有株式の経済的価値の変動が生じないよう、本株式併合の効力発生後には1株あたりの配当金を調整させていただく予定です。本株式併合を理由に受け取り配当金の総額が変動することはありません。

(ご参考 2022年2月10日発表時の2023年3月期の配当金予測をもとにした試算)

併合前：500株所有×1株あたりの期末配当額10円=5,000円(税引前配当金額)

併合後：100株所有×1株あたりの期末配当額50円=5,000円(税引前配当金額)

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことにより、1株に満たない端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。なお、現在当社では、「単元未満株式の買取制度」のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただいております。

Q 7. 株式併合により、単元未満株式が生じますが、株式併合後でも買取りや買増しができますか。

A 7. 本株式併合後においても、本株式併合の効力発生前と同様に、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただけます。買増しのお手続きは、2023年10月1日より取扱いの予定です。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせください

Q 8. 投資単位(最低投資金額)はどうなりますか。

A 8. 2023年5月8日現在の東京証券取引所における終値403円を例に挙げますと、本株式併合前における投資単位は、次のとおりです。

本株式併合前 403円/株×100株=40,300円

この株価を前提にすると、本株式併合後の投資単位は理論上、次のとおりとなります。

本株式併合後 2,015円/株×100株=201,500円

※株価は、本株式併合に伴い、理論上は5倍となります。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 9. 次のとおりの日程を予定しております。

2023年5月9日 取締役会開催日

2023年6月29日(予定) 定時株主総会開催日

2023年9月30日(予定) 本株式併合の基準日

2023年10月1日(予定) 本株式併合の効力発生日

2023年10月頃(予定) 株主さま宛株式併合割当通知の発送

2023年11月頃(予定) 端数株式処分代金のお支払い

Q 10. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A 10. 特段のお手続きの必要はございません。なお、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

■当社の株主名簿管理人：

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上